

講演

日本型フォレスター制度の概要について

林野庁計画課 施工企画調整室長 小島 孝文

はじめに

我が国の森林資源が造成期から利用期に移行してきた中で、施業の集約化と路網整備を進めるとともに、持続可能な森林経営を推進する基盤や木材のサプライチェーンを早急に構築していくことが求められています。このような取り組みを推進していくためには、我が国の森林・林業が置かれている状況を理解し、それぞれの地域において森林・林業の再生に向けた具体的な取り組みを考え、地域の関係者の合意形成を図りながら種々の取り組みを進めていく人材が不可欠です。

このため、このような地域の森林・林業の牽引者となる人材を日本型フォレスターとして育成し、それぞれの地域ごとに地域の実情を踏まえた森林・林業の再生を進めていくこととしたところです。

本稿では、フォレスターに求められる役割や活動内容、必要となる能力、そして認定制度の検討方向等について述べます。

1. フォレスターの役割・活動内容

森林・林業の再生は、法制度の改正や予算の拡充など「中央からの」取り組みだけで実現されるものではありません。次のような取り組みを「地域」に密着して進めていかなければ、何も始まりません。

① 構想の作成

地域の森林をどのように整備・保全していくのか、林業や木材産業の活性化をどのように進めていくのかについて、自然的・社会経済的条件を踏まえながら広域的・長期的な視点に立った構想(マスタープラン)を描きます。

具体的な活動内容としては、森林面積や蓄積・施業履歴など森林資源に関する情報、保安林や水源・レクリエーションなど公益的機能に関する情報、路網整備や集約化の状況、林産業からの要望など、地域の森林・林業に関する広範な情報や要望を収集・把握した上で、これらを踏まえた基本方針、森林の取り扱い等を検討し、市町村森林整備計画に落とし込む(表現していく)ことになります。

② 合意形成

公平・公正・中立的な立場から、地域の森林・林業関係者(森林所有者、森林組合、素材生産業者、木材加工業者、行政機関等)や一般市民の間で構想について合意形成を図ります。

具体的な活動内容としては、市町村森林整備計画案についての説明会の開催や有識者への意見聴取等を通じ、関係者の関心を高めつつ、幅広い合意を形成していくことになります。

③ 構想の実現

構想の実現に向け、制度や予算等を活用しながら具体的な取り組みを進めていきます。

具体的な活動内容としては、森林資源の保続と木材生産を盛り込んだ森林経営計画案や伐採・造林届が市町村森林整備計画に照らして適切かどうか、実際に適切な施業が実施されているかどうかについて現地確認や指導を行うほか、森林の整備、生物多様性の保全、路網整備と作業システムの改善による生産性の向上などの技術・知識に関する森林所有者等への指導、川上から川下の林業・木材産業・建設業等の関係者の連携・調整などを行うことになります。

①～③のプロセスは、10年間の計画である市

町村森林整備計画を単に作成すれば済むものではなく、当面 10 年間にすべきことを計画し、課題の把握とその対策を先手先手で考えながら計画を実行し、5 年間に実行した事項をレビューした上で、次の計画を改善していく継続的な取り組みが必要です。換言すれば、地域の森づくりという長期の時間軸の一部に責任感を持ちながら、森林を将来に引き継いでいくという観点が重要です。

これらは、本来、地域に最も密着した行政機関である市町村が担うべきものですが、森林・林業に関する専門知識や技術を持った職員が配置されている市町村は極めて限られているのが実態です。そこで、森林・林業に関する専門知識・技術について一定の資質を有した人材（＝フォレスター）が、市町村の森林・林業行政を支援する「日本型フォレスター」制度を創設することとしました。フォレスターは、森林・林業再生の必要性やその中でのフォレスター制度の意義について市町村の理解を得つつ、①②③について市町村を支援する（地域の実態によってはフォレスターが①②③を実質的に実施する）ことを通じ、地域の森林・林業の牽引者（リーダー）としての役割を果たすこととなります。

2. フォレスターの制度的位置づけ

(1) 森林計画制度との関係

これまで述べてきたフォレスターの役割・活動内容を市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行監理という面から整理すると、次のとおりとなります。

ア 市町村森林整備計画の作成・変更に関する活動内容

- ① 市町村森林整備計画の作成等に必要となる森林資源の状況その他の情報の収集・整理
- ② 市町村森林整備計画の各計画事項についての案の作成
- ③ 市町村森林整備計画の案についての関係者への説明と合意形成

イ 市町村森林整備計画の達成のために行う活動内容

- ① 森林経営計画を作成しようとする森林所有者等に対する指導・助言
- ② 森林経営計画の認定
- ③ 森林施業等の実施状況の把握
- ④ 必要な施業の勧告等

これらの活動内容は、森林計画制度上は市町村の権限とされています。そこで、平成 23 年 4 月に改正された森林法において、市町村の森林・林業行政を外部から技術的に支援する仕組みとして、以下の 3 点が盛り込まれました。

- 市町村森林整備計画の案の作成にあたり、森林・林業に関する学識経験者からの意見聴取を義務付け。（森林法第 10 条の 5）（長官通知で学識経験者の中に林業普及指導員等が含まれる旨を規定）
- 市町村が市町村森林整備計画の作成・達成のために必要な技術的援助等の協力を求めることができる相手として、森林管理局長に加えて、都道府県知事を追加。（森林法第 10 条の 12）
- 都道府県知事が市町村の求めに応じて行う技術的援助等の協力のうち専門的な技術・知識を必要とするものを林業普及指導員の業務として追加。（森林法第 187 条）

この改正により、都道府県の林業普及指導員や国の職員等がフォレスターとして市町村を支援することが法的に明確化されました。

このほか、都道府県や国の職員であるフォレスターは、市町村が市町村森林整備計画の策定・変更の際に都道府県へ協議を行う機会（森林法第 10 条の 5 第 9 項）や森林管理局に対して意見聴取を行う機会（森林法第 10 条の 5 第 8 項）に市町村へ必要な指導を行うことが期待されています。

(2) 林業普及指導事業との関係

林業普及指導活動は、これまで森林所有者等に対する林業技術・知識の普及や森林施業に関する指導という「点」としての活動に主眼を置いていましたが、森林・林業の再生に向けた取組方向を踏まえ、今後は上記に記した①構想の作成、②合意形成、③構想の実現という、地域の森林を「面」

的に捉えた活動に主軸を移していくことにしています。つまり、林業普及指導員の新たな使命として、各地域で森林・林業の再生に向けたこれらの取り組みを牽引していく中心的な存在、すなわちフォレスターとして活動していくことが事実上位置づけられたことになります。このことについては、「林業普及指導運営方針」(平成24年4月6日付け林野庁長官通知)でも明らかにしています。

(3) 認定制度との関係

フォレスターとして必要な資質・経験等を認定する資格制度については、国、都道府県、市町村、民間といった所属の如何にかかわらず一定レベル以上の者を認定する制度として、現行的林業普及指導員資格試験をフォレスターの資格試験として再構築する方向で検討を進めています。フォレスターの認定は、平成25年度以降の開始を目標にしています。これについては 5. で後述します。

3. フォレスターに求められる能力・活動体制

(1) フォレスターに求められる能力

フォレスターが、①構想の作成、②合意形成、③構想の実現について、市町村を支援していくという役割・活動内容を十全に果たしていくためには、以下に示すような知識・能力を前提として、これらの技術を現場で統合しながら活用していくことが必要となります。

① 技術力

森林の機能の発揮の評価やこれに基づく目標林型や施業の選択など森林を科学的に評価する能力、木材の流通・販売の動向を踏まえた木材の生産目標の選択、これに向けた路網や作業システムの選択・運用など循環的な木材生産の戦略を描ける能力

② 構想力

森林の科学的な評価、循環的な木材生産の戦略を統合・調和させて、地域の森林・林業の構想を描いていく能力

③ 合意形成力

地域の森林・林業のビジョンについて地域の関係者の合意を形成していくための森づく

りに対する熱意、行動力、コミュニケーション能力

後述するように、准フォレスター研修では、これらの能力が獲得できるよう講義・演習等の内容・配置等を組み立てるとともに、通信研修・集合研修の位置づけを明確にしています。

(2) 都道府県職員のフォレスターと国有林野事業職員のフォレスターの連携

フォレスターの主要な担い手と想定される都道府県職員(林業普及指導員)と国有林職員のフォレスターは、各地域において緊密に連携を図って活動することが望まれますが、その際の役割分担等は次のような考え方が基本となります。

① 森林計画制度において、都道府県の策定する地域森林計画に適合して市町村森林整備計画を作成することとなっていることを踏まえ、市町村への行政上の指導は都道府県のフォレスターが主体的に行う。また、この際には、森林計画や造林・林道等の担当者と連携する。

② 国有林のフォレスターは、国有林が蓄積してきた施業技術や路網作設技術、木材販売に関する知見や情報を基に、市町村森林整備計画や森林経営計画の作成や実行監理の際に市町村を支援する。

③ 計画に基づく実際の事業実行に当たっては、都道府県と森林管理局・署とが連絡を密に取りつつ、それぞれの知見を発揮して連携・協力する。

これらの支援を実施していく際には、例えば、都道府県のフォレスター、その他の都道府県職員、国有林のフォレスター等により構築されるチームを設置するなど、支援体制を整え、柔軟に対応することが必要です。

(3) 各市町村における体制、森林施業プランナーとの連携

市町村森林整備計画の作成をはじめとしてフォレスターのかかわる活動内容は、本来、森林法に規定された市町村の業務です。このため市町村においては、森林・林業に関する担当者を明確にし

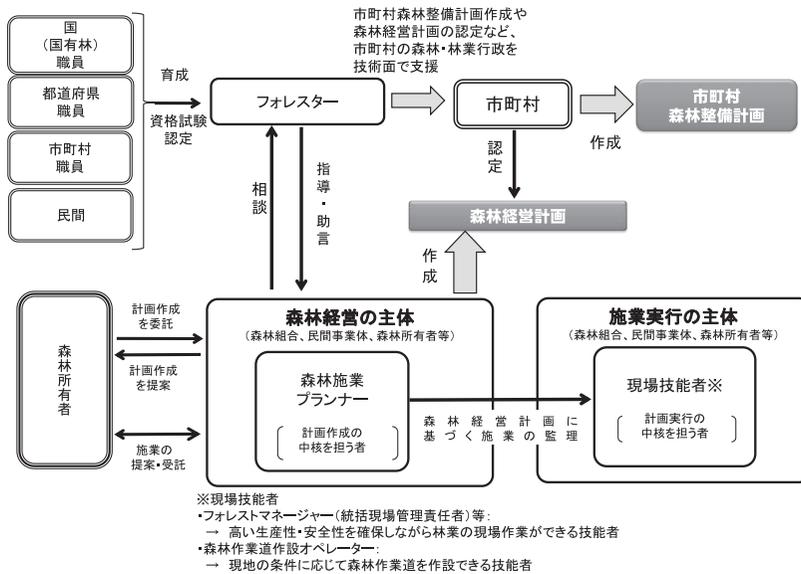


図1 フォレスターと森林施業プランナー等との関係

た上で、この担当者とフォレスター等によるチームが市町村の森林・林業行政を実施するという仕組みをつくるのが重要です。

また、森林施業プランナーは、これまで、事業体の立場から地域の森林所有者の森林をとりまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示しながら施業実施の合意形成を図るといった施業集約化の推進役として育成が進められてきたところですが、今後は更に森林経営計画の作成やそれに基づく施業の実行監理の中核を担う技術者として能力向上を図っていくことが求められます。

このため、森林経営計画を作成・実行する森林施業プランナーと、その認定支援を行うフォレスターは、計画の構想段階から実行段階において日頃から情報交換を行うなど密接に連携していくことが必要です(図1)。

4. 准フォレスターについて

4.1 准フォレスターとなる者とその役割

先に述べたとおり、フォレスターの認定は、平成25年度以降、開始することとしています。一方、平成23年4月の森林法改正により、平成23年度末までの全国の市町村森林整備計画の一斉策定・

変更や平成24年度からの森林経営計画の認定をはじめとして、新たな森林計画制度の運用が開始されており、計画制度的な運用を通じた森林・林業再生の取り組みを進める人材を確保する必要があります。

このため、林野庁では、将来のフォレスター候補となる者を対象として研修を実施し、その研修修了者が「准フォレスター」として各地域でフォレスターに準じた役割を当面担うという仕組みをつくりました。准フォレスターとなる者は、これまでも市町村に対して指導・助言を行っている都道府県職員(主に林業普及指導員)、現場の事業実行経験を有する国有林野事業職員を中心としつつ、一部の市町村職員や一般民間人が准フォレスターとなることも想定しています。

准フォレスターは、当面はフォレスターに代わってその役割を担いつつ、その業務経験を通じて将来はフォレスターへと成長していく人材として位置づけられるものです。

4.2 准フォレスター育成の概要

(1) 准フォレスター育成の設計

平成24年度の准フォレスター育成の研修は、フォレスターに求められる能力に応じてカリキュ

ラムの大目標を次の①～⑤のとおりに設定した上で、准フォレスター研修、通信研修、集合研修を実施しました。

- ① 准フォレスターの心構え、果たすべき役割の理解
- ② 森林を科学的に評価する能力

- ③ 循環的な木材生産の戦略を描ける能力
- ④ 森林・林業を地域の振興につなげるビジョンを構築できる能力 (②と③を統合、調和させて将来ビジョンを描く能力)
- ⑤ プレゼン能力、合意形成能力

表1 准フォレスターの育成目標と講義・演習・実習等の関係整理表 (平成 24 年度)

大目標	個別目標	准フォレスター研修			通信研修／集合研修
		講義	演習 (室内)	実習 (野外)	
1 (准) フォレスターの心構え、果たすべき役割の理解	最近の森林・林業をめぐる情勢を理解している。	森林・林業再生プランの概要		目指すフォレスター像について (意見交換・発表)	—
	上記の情勢下において、准フォレスターが果たす役割を理解している。	准フォレスターの役割、プランナーとの連携			
2 森林を科学的に評価する能力	個々の森林について公益的機能と木材生産機能の発揮の可能性について評価するとともに、最終的な目標林型、途中の目標林型を考え、そこに向けた森林施業の選択ができる。	森づくりの構想		—	森づくりの構想 (実習) (現地は、間伐実行監理演習の現地利用を想定)
3 循環的な木材生産の戦略を描ける能力	木材の流通・販売の動向を理解し、広域的な販売戦略を考えることができる。	木材の流通・販売	間伐実行監理演習 (流通・販売)	—	—
	マーケットを広くで提案して木材の生産目標を選択できる。				
	生産目標に向けて、効率的な路網計画・作業システムの選択・運用について指導できる。	間伐実行監理演習 (森林作業道) (路網・作業システム)		間伐実行監理演習 (森林作業道、路網・作業システム、素材生産の収支と年間事業計画)	間伐実行監理演習 (森林作業道整備の検討)
	林業における労働安全の重要性、リスクアセスメントの基本とフォレスターの役割を理解している。	林業労働安全 (リスクアセスメント)		リスクアセスメント演習	—
4 森林・林業を地域の振興につなげるビジョンを構築できる能力	2及び3を統合・調和させて、森林・林業の将来ビジョンを描くことができる。	地域の森林・林業の将来ビジョンと市町村森林整備計画	森林資源循環利用構想策定演習 (木材等生産機能維持増進森林のゾーニング、間伐・路網計画等)	森林資源循環利用構想策定演習 (木材等生産機能維持増進森林のゾーニング、間伐・路網計画等)	集合研修【対象: 准フォレスター研修受講者】 (製材工場等の調査、レポート作成、相対評価)
	将来ビジョンに向けて、森林計画制度、森林整備事業等を的確に運用できる。		市町村森林整備計画演習 (「森づくりの構想」を踏まえて作成した市町村森林整備計画に、「森林整備企画演習」で学んだことを反映。練り直し。)	—	
			森づくりと森林経営計画 (制度と事例)	—	
5 プレゼン能力、合意形成能力	将来のビジョンについて、市町村長、森林所有者等関係者の中で合意するプロセスをリードすることができる。	コミュニケーションとプレゼンテーション		【上記の演習の発表等を活用】 (演習毎にプレゼンの内容・位置づけを明確化。例えば、間伐実行監理演習と森林整備企画演習は作業結果の共有・検討、市町村森林整備計画演習はロールプレイに位置づけ。)	—

注：大目標・個別目標を設定し、これを達成するための講義・演習・実習等を整理したもの。

(2) 各研修の実施時期等
 准フォレスター研修:平成24年6月～11月(全国7ブロック)

通信研修:平成24年10月～25年1月

集合研修:平成25年1月(東京)

(3) 各研修の位置づけ・内容

ア 准フォレスター研修

研修Ⅰ(1週目)は4泊5日、研修Ⅱ(2週目)は3泊4日で実施しました(図2)。

研修Ⅰは、准フォレスターの心構え、森づくりの構想、市町村森林整備計画や森林経営計画等の講義、森林施業の集約化にかかわる基本的な演習および現地実習を組み、主として准フォレスターの基礎となる能力を習得す

		8:30	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1日目							開講式、オリエンテーション(30分)	森林・林業再生プランの概要/フォレスターの役割、プランナーとの連携(90分)	森づくりの構想(90分)		ふり返り	
2日目	日程説明等	地域の森林・林業の将来ビジョンと市町村森林整備計画(90分)		森づくりと森林経営計画(90分)		昼食	間伐実行監理演習(路網・作業システムの講義)(90分)	間伐実行監理演習(森林作業道の講義と演習)(120分)			ふり返り	
3日目	日程説明等	(現地) 森づくりの構想実習、間伐実行監理演習(森林作業道整備の検討)(+外部講師の助言)									ふり返り	
4日目	日程説明等	コミュニケーションとプレゼンテーション(フロスマネージャ)(60分)		木材の流通・販売(外部講師)(120分)		昼食	林業労働安全(リスクアセスメント)(外部講師)(60分)	間伐実行監理演習(流通・販売、集約化施業の講義)(150分)			ふり返り	
5日目	日程説明等	間伐実行監理演習(発表、ディスカッション)(180分)		昼食		次回事前準備説明(30分)	ふり返り(30分)	次回に向けたひとこと(40分)				
研修Ⅱ												
1日目							オリエンテーション(30分)	研修Ⅰとの関係、フォレスターの役割の再確認等(30分)	森林資源循環利用構想策定演習(ゾーニング、林業専用道の検討)(150分)		ふり返り	
2日目	日程説明等	(現地) 森林資源循環利用構想策定演習(地形、地質、林況、既存の路網等現地条件の確認)							森林資源循環利用構想策定演習(林業専用道の検討、ビジョンの策定、発表準備)			ふり返り
3日目	日程説明等	森林資源循環利用構想策定演習(発表準備、発表、ディスカッション)(180分)		昼食			市町村森林整備計画演習(演習説明、班内共有、計画策定、発表準備)(+外部講師)(210分)				ふり返り	
4日目	日程説明等	市町村森林整備計画演習(発表、ディスカッション)(+外部講師)(180分)		昼食		研修全体のふり返り(50分)	目指すフォレスター像(意見交換・発表)(50分)	閉講式				

図2 准フォレスター研修のカリキュラム(平成24年度)

る内容としています。

研修Ⅱは、大目標にもあるように「森林・林業を地域の振興につなげるビジョンを構築できる能力」を培うための演習・現地実習を組み、主として准フォレスターの肝である広域的、長期的な視野をもって当該ビジョンを構築する能力を習得する内容としています。

イ 通信研修

製材工場等を調査することにより、受講者自らの目で木材生産に対する加工・流通のニーズ（川上へのニーズ）を把握するとともに、事務局からフィードバックされる比較表等を通じて自身の調査結果を相対化しながら他の受講者の考え方等を自身に取り込み、准フォレスターとしての活動を充実させることを目指します。

また、これをきっかけとして、製材工場等の川上へのニーズを受講生が継続的に把握できるようにすることを期待しています。

ウ 集合研修

市町村森林整備計画の作成支援など、准フォレスターとしての活動状況やその際に直面した課題を共有し、その解決策をワークショップ等により検討・共有することで課題解決能力の向上を目指します。

本研修の受講者には、上記ア、やイ、を受講した者の中から今後中心的な活動が期待できる者を選定しており、集合研修の受講後、他の准フォレスター等と協力して、地元での准フォレスター活動の課題の整理や解決策の検討を継続的に実施することを期待しています。

5. フォレスター認定制度の検討方向

(1) 基本的な考え方

フォレスターの認定は、上記3で述べたようなフォレスターに求められる能力を踏まえて制度設計を行うこととなりますが、個別の各専門分野の技術・知識はもとより、様々な分野を横断した総合的視点に立って判断する能力、地域の合意形成

に必要なコミュニケーション能力、フォレスターという役割・業務に対する意欲、姿勢を確認することが重要であると考えます。

また、こうした能力は、実務経験に裏打ちされたものであると考えていますが、都道府県の准フォレスター等を対象とした調査でも、研修のみならず、現場業務を通じて大きく向上が図られていることが明らかになりました。

さらに、林業普及指導員資格試験の制度を活用することとしていますが、特用林産分野などフォレスターとは必ずしも関連の深くない分野においても、地域の実情に応じて、引き続き林業普及指導事業の対象とすべきとの意見が多くあります。

以上を踏まえてフォレスター認定制度の検討を行った結果、

- ・フォレスターはこれまでの林業普及指導員の資質をベースにさらに総合的かつ高度な業務を行う者と整理した上で、フォレスター試験は、現行の試験の中にフォレスター業務に必要な部分を追加
- ・受験資格については、現行制度と同様に実務経験年数により規定することとするが、その水準は高度化
- ・試験内容については、試験科目として、フォレスターに必要な総合力を測る「地域森林総合監理」（仮称）を新設
- ・試験方法については、現場で実際に直面した課題やその解決に至る経緯など、現場実務の実績を確認することにより、フォレスターとしての能力や意欲・姿勢するため、技術的体験論文の提出とこれに基づく口述試験を含めて実施
- ・フォレスター認定後も、各人の継続的な資質向上を促すこととし、定期的な研修等を実施（CPDの導入）

といった考え方を基に、図3に模式的に示す仕組みとする方向で進めています。

(2) 制度の枠組み

分かりやすく、2つのパターンに分けて以下説明します。

ア. 図3の左側のパターン①は、まず林業普及

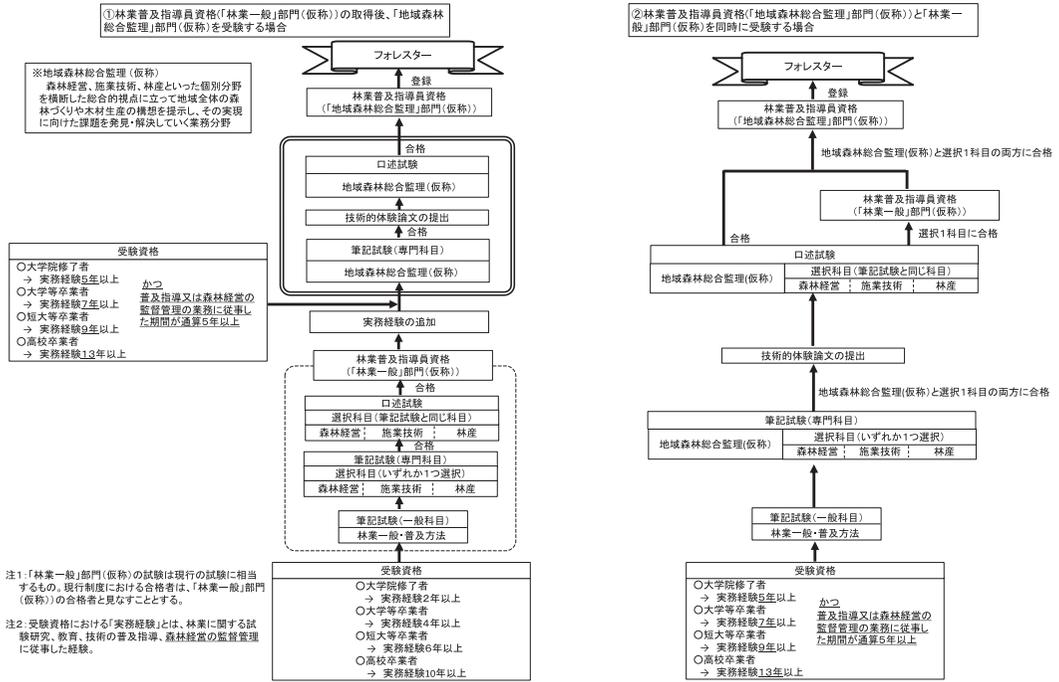


図3 フォレスター認定制度のイメージ(案)

指導員資格試験の「林業一般」部門(仮称)で試験に合格し、後年度、今度は「地域森林総合監理」部門(仮称)を受験して合格する場合があります。地域森林総合監理部門の合格者がフォレスターとして登録することができます。

林業一般部門は、現行制度における試験に相当するものです。現行制度では、受験資格として必要な実務経験年数が最終学歴に応じて2～10年で定められ、試験は筆記試験(一般科目及び専門科目)と口述試験から成っていますが、新制度における林業一般部門についても基本的に同様とします。

一方、地域森林総合監理部門については、受験資格は、現行よりも水準を高くします。具体的には、5(3)で後述するように、実務経験年数が3年長くなります。試験内容は、林業一般部門と同じく、筆記試験と口述試験から成りますが、筆記試験合格者には口述試験の前に技術的体験論文を提出させ、これに基づいて口述試験を行います。

このようにして地域森林総合監理部門に合

格した者が登録をすることでフォレスターとなりますが、この登録制度については5(4)で詳しく説明します。

イ. 図3の右側のパターン②については、林業一般部門と地域森林総合監理部門を同時に受験する場合であり、受験資格は、パターン①で説明した地域森林総合監理部門と同じ水準です。また、両部門のそれぞれの試験内容はパターン①の場合と変わりません。

なお、現行制度において試験に合格し林業普及指導員資格を有している者は、新制度では、林業一般部門の合格者と同じと見なすこととします。

(3) 受験資格(実務経験)の見直し

ア. 見直しの概要

フォレスターとしての業務を適切に実行するためには、森林・林業の現場での実践的な普及指導の経験や実際に森林経営の企画立案・事業実行に指導的な立場から従事するといった現場での実務経験が必要となります。このため、受験資格として求める実務経験の

範囲として、現行制度における①試験研究、②教育、③普及指導に加え、④森林経営の監督管理の業務を新たに設けることとするとともに、①～④のトータルの経験年数を引き上げ、さらに、そのうち③普及指導、④森林経営の監督管理の実務経験が必ず一定年数以上含まれることを要件とすることを考えています。

具体的には、例えば最終学歴が大学卒の場合、現行制度では①～③の通算が4年以上あれば受験資格を満たしますが、見直し案では、①～④の通算が7年以上あり、かつ、③と④の通算が5年以上必要となります(図4)。最終学歴がその他の場合も含めて整理すると表2となります。

イ. 現場での実務経験の例

今回の見直しにおいて重視することとしている現場での実務経験とは具体的にどのようなものか、具体例を示すと次のとおりです。

- ③普及指導については、これまでどおり、
 - ・都道府県職員の場合：造林担当、林道担当、森林計画、木材担当など、さまざまなポストで経験する森林所有者や森林組合などに対する普及指導の経験
 - ・国有林の職員等の場合：技術開発、研修などの担当として、技術指導を行った経験
 - ・民間技術者の場合：森林組合における指導担当、指導林家や青年林業士、コンサルタントとして、地域の森林所有者等に対する様々な技術的な指導を行った経験

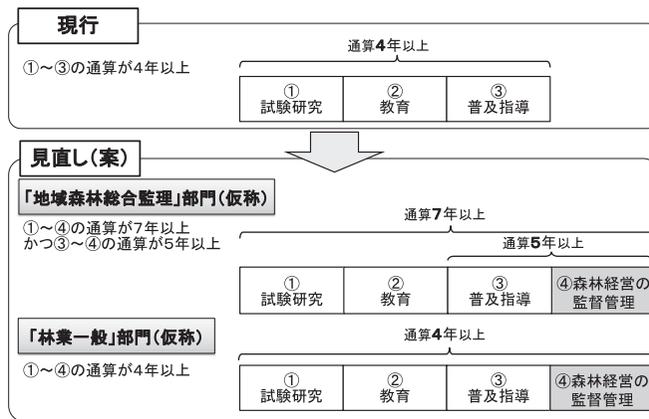


図4 受験資格として求める実務経験の見直し(案) ～大学卒の場合～

表2 受験資格の見直し(案)

最終学歴	現 行	見直し(案)		
		「地域森林総合監理」部門		「林業一般」部門
	①～③ [*] の通算	①～④ [*] の通算	③～④ [*] の通算	①～④ [*] の通算
大学院卒	2年	—	5年	2年
大学卒	4年	7年	5年	4年
短大卒	6年	9年	5年	6年
高校卒	10年	13年	5年	10年

※ 実務経験の種類

①試験研究、②教育、③指導普及、④森林経営の監督管理

- ・市町村職員の場合：市町村の林務担当として、森林計画制度、林道などの業務に従事した業務経験

などが受験資格に必要な実務経験としてカウントされます。

一方、新たなカテゴリーの④森林経営の監督管理は、

- ・都道府県職員の場合：都道府県有林や林業公社の担当として、当該森林の経営に関する計画の策定や、計画に基づく事業の発注や監督を行った経験
- ・国有林の職員の場合：国有林野事業の現場業務として、造林、生産・販売、林道等の各種事業の企画や実行に携わった経験
- ・民間技術者の場合：森林所有者から委託を受けて森林経営計画を策定したり、経営計画に基づいた施業の実行管理を行った経験
- ・市町村職員の場合：市町村有林の経営計画の策定や施業の実行管理の経験といった森林経営に関する計画の立案やその実行の監督管理に自身で従事した業務経験

などがカウントされることになります。

(4) フォレスター登録制度

これまで説明してきたように、フォレスターは、試験に1度合格しただけでなく、その後も継続的に資質が維持・向上されることが必要と考えてい

ます。このため、地域森林総合監理部門の試験合格者のうち、きちんと資質の維持・向上が図られている者だけをフォレスターとして登録できることにするのがこの登録制度を設ける目的です。また、フォレスターという名称についても、この登録制度により制度的な位置づけが明確になります。

制度の概要としては、実施主体は農林水産省とし、最初の登録時の要件は、地域森林総合監理部門の試験に合格していることとなります。試験に合格した者の申請に基づき、農林水産省により、フォレスター登録簿に登録され、登録証が交付されます。フォレスター登録簿は一般の方も閲覧できるようにインターネットなどで公表されます。

登録期間は5年程度で、更新を行わなければ、この期間を過ぎると登録は抹消されます。更新を希望する場合は、本人が更新の申請を提出しますが、このとき更新が認められるには、①登録期間中に一定以上のフォレスターとしての活動実績又はCPD実績があること、②申請直前1年以内に農林水産省の実施する所定の研修を受講していること、の2つの要件をいずれも満たすことが必要となります。

図5は、以上の流れを模式的に整理したものです。

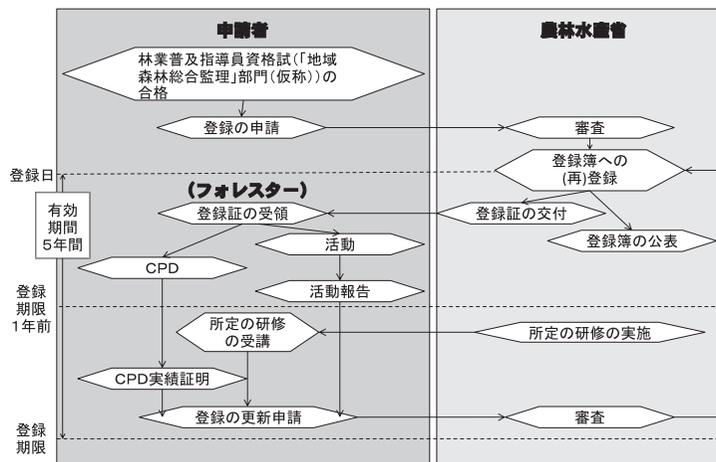


図5 フォレスター登録の流れのイメージ (案)

おわりに

我が国には、森林・林業の再生を図る大きなチャンスが到来しています。このチャンスを確実に活かし、先人達が営々と築き上げてきた森林資源を持続的に活用する基盤をつくり森林・林業の再生を実現するためには、人材の育成が重要な課題で

あると考えています。今こそ林業技術者・技能者の真価が問われているという問題意識の下、林野庁としてもフォレスターをはじめとする人材の育成と活用に引き続き取り組んでいきたいと考えており、この場をお借りして、各方面から引き続き御指導・御協力を賜りますようお願いいたします。